

第169回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第6号

平成30年6月4日かすみがうら市農業委員会告示第6号をもって、平成30年6月11日(月)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第169回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成30年6月11日(月) 午後2時開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 欠席
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 齊藤 幸雄	

4. 欠席委員

4番 外塚 孝雄

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫	局長補佐 山本 好徳(書記)
主任 水野谷 里子	主任 松澤 智之

6. 議事録署名委員

3番 海東 功 5番 塚本 茂

7. 議事日程

諸般の報告について
議事録署名委員について
日程の決定について
報告案件について
報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

議案審議について

議案第41号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第44号 現況証明願の交付決定について
議案第45号 農地改良協議書に対する同意について
議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)
議案第48号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について
議案第49号 農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに活動計画の決定について

その他

8. 閉会

午後3時15分閉会

事務局長	<p>只今から、平成30年度第169回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております。 よって総会は成立しております。 なお、会議規則第4条により、4番 外塚 孝雄委員から欠席届が提出されております。 それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、齊藤会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>会長あいさつ はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、3番 海東 功委員、5番 塚本 茂委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の山本局長補佐を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議長	<p>次に報告第16号、第17号の報告案件ですが、委員の皆様には、既に議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いたしまして早速質疑に入ります。 報告案件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第41号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転許可について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。</p>
議長	<p>議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
8番 井坂委員	<p>6月4日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、貝塚委員と谷中委員と私、井坂の3名で書類審査後、現地調査を実施してきました。 番号1番は、 学校の約300m南東に位置する畑1筆になります。現況はきれいに管理されていました。譲渡人は後継者がおらず、耕作も困難なため、親戚関係にあたる譲受人に贈与するため、今回の申請に至りました。作付作物は粟を計画しています。 番号2番は、 の より約550m北西に位置する田3筆になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は新規就農のため今回の申請に至りました。作付作物はレンコンを計画しています。 番号3番は、 の センターの約300m北西に位置する畑5筆と、 学校の約450m北に位置する畑1筆になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は後継者として父より農地の贈与を受けるため今回の申請に至りました。作付作物はイチゴとネギです。</p>

番号4番は、学校から約600m東に位置する田2筆と、公園から約700m南西に位置する田1筆になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は新規就農のため今回の申請に至りました。作付作物はレンコンを計画しています。番号5番は、学校から約800m南東に位置する田1筆と、約600m東に位置する田1筆になります。現況はきれいに管理されていました。譲渡人は後継者がなく、耕作が困難なことから、小作人である譲受人に農地を贈与するため今回の申請に至りました。作付作物はレンコンです。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。委員の皆様の更なるご審議の程、よろしくお願いたします。

議長 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	「議案第41号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に「議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読及び説明が終わりました。ただいま、事務局から説明があったように、議案第42号については、この後の農地法第5条許可の案件と併せて審議をお願いします。
議 長	次に、「議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読及び説明が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
7番 貝塚委員	説明いたします。図面番号2番をご覧ください。 番号1番は、公民館の北側にある畑2筆で、第2種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。申請人は太陽光発電施設の設置を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号3番をご覧ください。 番号2番は、ホームの南東側にある畑で、第2種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。申請人は祖父の農地を借り受け、自己住宅を建設する計画です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号1番をご覧ください。 番号3番は、のホームから約650m北に位置する畑1筆で、第1種農地と判断しました。現況は雑草が繁茂する状況でした。申請人は、議案第42号の所有農地及び母から農地の贈与を受ける本申請地と併せて、自己住宅を建設する計画です。申請地は第1種農地ですが、住宅の建設であり、6戸以上住宅が連担している状況から不許可の例外に該当するため許可要件は満たしていると考えます。以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	次に、番号3番及び議案第42号について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番及び議案第42号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について」、番号3番及び議案第42号については、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について」及び「議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第44号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
9番 谷中委員	<p>図面番号4番をご覧ください。 番号1番は、委員の売店の約250m西に位置します。こちらは平成6年以前から山林となっており、現況も山林の状況でした。現況も申請どおりとなっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 続いて、図面番号5番をご覧ください。 番号2番は、の郵便局より約250m西に位置します。こちらも平成6年以前から山林となっており、現況も山林の状況でした。現況も申請どおりとなっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくをお願いします。</p>
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第44号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第45号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。

事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議長	事務局の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
9番 谷中委員	<p>函面番号6番をご覧ください。</p> <p>番号1番は、事務局から約500m北西に位置する田になります。</p> <p>申請人は田を畑に転換する目的で、地内の市が発注した道路改良工事から発生する土砂を申請地に搬入するための申請となります。土量は730㎡で、申請地へ盛土高、平均約25cmで均等に均し、申請地は、改良後に野菜を作付する計画となっております。</p> <p>同意相当と判断しましたが、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくありません。</p>
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。議案第45号について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
1番 栗山委員	はい。
議長	はい、栗山委員。
1番 栗山委員	盛土高は平均25cmということだけど、相当低い田んぼだね。
議長	只今質問がありましたが、田んぼは低い田んぼですか。
9番 谷中委員	はい、そうですね、1.5mくらい下になっていました。
1番 栗山委員	やるというのは仕方ないが、私も現場は見ているが、荒廃しているよね。バイパスの問題の関係もあったから、そうなったんでしょうけど。
議長	栗山委員からそういう意見はあったんですけど、25cmというのは、薄いかなという感じですけどね。残土の問題で、そのバイパスの開通の関係で、付随したのか。
1番 栗山委員	だいぶ荒廃してるでしょう。荒れてたでしょう。田んぼなんか作れるような状態ではないよね。
7番 貝塚委員	田んぼには違いないでしょう。荒れているだけで。
9番 谷中委員	荒れてはいますね。
1番 栗山委員	大体、農機具がないでしょう。まあ協力してもらったんだからしょうがないでしょう。
11番 鈴木委員	しょうがないでしょう。
1番 栗山委員	また、公共残土がでたら入れてもらって、高くしたらいいでしょう。
議長	はい、公共残土がでたら25センチではなく、もっと土盛りして、作るということで、そういうことでよろしいですか。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第45号について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、「議案第45号 農地改良協議に対する同意について」は、原案のとおり同意することに決定いたします。

議 長	次に、「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	今回、利用権の設定は全体で16件、面積は67,204㎡。そのうち新規は11件、主な作物は水稲、レンコン、果樹、野菜となります。再設定は5件、主な作物は水稲、果樹、野菜となります。 以上、農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えられます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第46号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	茨城県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が1件、面積2,870㎡です。 以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第47号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第48号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	申し訳ありません。地番の訂正があります。4段目の 〃 の98を 〃 の99に訂正をお願いします。 市長より、平成30年5月28日付けで、農用地利用配分計画案の意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が4件、面積が4,756㎡です。所在、 〃 404については、担い手が規模縮小により、新たに農地中間管理機構が、農用地利用配分計画を定めるためということです。 また、 〃 -35 外2筆については、議案第47号の農用地利用集積計画の公告と同時施行とするための内容となります。これにより農地中間管理権を得た農地中

	<p>間管理機構が、農地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が新たに受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上です。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第48号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第48号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第49号 農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに活動計画の決定について」上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、内容についてご説明いたします。</p> <p>平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について22ページをお開き下さい。</p> <p>1番 こちらの農業の概要は、3月31日現在のものとなっております。</p> <p>2番 農業委員会の現在の体制は旧制度と新制度のものとなっておりますのでお目通し下さい。</p> <p>23ページ 担い手への農地の利用集積・集約化について、</p> <p>1番 現状と課題については、平成29年3月現在で管内の農地面積は4,720ha、集積面積は1,203ha、集積率は25.5%となっております。課題としましては、農業者の高齢化、後継者不足により地域農業の担い手が減少し、特に畑地の遊休農地が増加し、借り受ける農業者が減少、農地の有効活用や集積を図るためには、政策や補助制度の拡充が必要であります。</p> <p>2番 平成29年度の目標及び実績については、表のとおりです。</p> <p>3番 目標の達成に向けた活動としましては、計画に対して実績はご覧の通りです。</p> <p>4番 目標及び活動に対する評価については、89.1%と目標を下回りましたが、概ね計画に即した活動が実施されました。</p> <p>24ページをお開き下さい。3 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について</p> <p>1番 現状と課題については、平成26年度からの実績を示しております。</p> <p>2番 平成29年度の目標及び実績は、目標2経営体に対して達成することが出来ました。新規就農では 住まいの方と 在住の女性となります。作付作物はレンコンで、面積は1.7haとなり目標を達成しております。</p> <p>3番 目標達成に向けた活動計画については、担い手育成に取り組んでいる農林水産課・農業再生協議会・土浦農協等と連携を図り、新規就農希望者の情報を共有し支援体制を整える。実績としましては、関係機関と連携し認定農業者、認定新規就農者の推進に努めました。</p> <p>4番 目標・活動に対する評価については、目標どおり達成され、活動に対する評価は、制度の周知を行い新規認定農業者の発掘・確保を推進する内容となっております。</p> <p>25ページをお開き下さい。4 遊休農地に関する措置に関する評価について、</p> <p>1番 平成29年度3月現在の現状及び課題では、管内農地面積は5,033haに対して、遊休農地は313haとなっております。</p> <p>2番 平成29年度の目標及び実績は、目標30haに対して解消面積は17haとなり、達成状況は57%となっております。</p> <p>3番 2番の目標の達成に向けた活動については、今月19日から始まります農地利用状況調査の内容となります。活動の実績は666筆、面積67.1haについて、利用意向調査を行いました。</p> <p>4番 評価については、ご覧のとおりです。</p>

	<p>26ページをお開き下さい。5 違反転用への適切な対応について、現状は2haの違反転用があり、実績として1.3haが解消されました。</p> <p>3番 活動計画・実績及び評価については、お目通し下さい。</p> <p>27ページをお開き下さい。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、</p> <p>1番 農地法第3条に基づく許可事務については、29年度の処理件数は99件を許可しました。不許可はありませんでした。</p> <p>2番 農地転用に関する事務について、処理件数は4条、5条の許可件数で64件ございました。</p> <p>28ページをお開き下さい。3 農地所有適格法人からの報告への対応について、市に報告している農地所有適格法人は12社ございます。内6社が市内の法人です。</p> <p>4 情報の提供については29ページをお目通り下さい。</p> <p>30ページをお開き下さい。平成30年度の目標及び達成に向けた活動計画については、先ほど29年度で説明しました内容になりますが、かいつまんで説明します。</p> <p>1 農業委員会の状況は、平成30年3月31日現在のものですので、22ページと変わりありません。</p> <p>31ページの 2 担い手への農地の利用集積集約化、2番 平成30年度の目標は、平成29年度の実績が38.4haでしたので、新規集積面積は同様に38haとしました。</p> <p>3番 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、平成29年度の目標と実績同様に参入目標2経営体、面積は1haとしました。</p> <p>32ページ 遊休農地に関する措置について、現状は平成29年度の遊休農地が313ha解消した面積が17haございましたので、遊休農地面積は296haとなっております。</p> <p>30年度の解消目標は、昨年の実績が17haでしたので、20haを目標としました。</p> <p>以下、活動計画はご覧の通りとなっております。</p> <p>以上、駆け足となりましたが説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第49号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第49号 農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに活動計画の決定について」は、原案のとおり決定することにいたします。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。その他、農業委員さん、推進委員さんからご質問等ございましたらお願いします。</p>
1番 栗山委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、栗山委員。</p>
1番 栗山委員	<p>太陽光発電をやった箇所があるが、勾配があって、除草シートを敷いてあるのはいいのだが、雨水がもろに流れてしまう。雨水は、施設内処理することを条件に許可してはどうかと思うのだが。</p>
議 長	<p>栗山委員から、太陽光発電の排水問題があり、除草シートを敷いているが、それがまともに農地に流れてしまうということですよ。</p>
1番 栗山委員	<p>施設内に畦波か何かを設置するような、 でやったところを見ればわかる。場内処理ということで、まわり全部畦波をやった。</p>
7番 貝塚委員	<p>あれ規定か何かあるの、20町歩とかなにか面積とか。</p>

議 長	貝塚委員の質問には、都市計画側に確認して答えを出すとのことです。
議 長	栗山委員の指摘については、今後、許可を出す場合には、雨水についても細かく考えて、太陽光の申請が多いようですから。今後、事務局でも申請があった時は、気を付けてください。よろしいですか。
1番 栗山委員	はい、いいですよ。
議 長	他にありませんか。
11番 鈴木委員	調査日程表をいただいたんですが、都合悪いときは、相対で交代するのですか。それとも、事務局で対応してくれるのですか。
議 長	相対で調整して、事務局へ連絡をもらいたいとのことです。
議 長	他にございませんか。 (意見、質問等なし)
議 長	次に、例年実施しております、委員会の暑気払いを来月の総会終了後に実施したいと思います。場所は、 で午後6時から実施したいと思いますが、いかがでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、そのように計画させていただきます。
議 長	送迎バスが 前から出ますので、ご利用下さい。また、都合が悪く欠席される場合は、事務局へ連絡下さい。 次に、前回の総会にも話をさせて頂きました視察研修になりますが、例年10月下旬頃に実施しております。研修先ですが、どなたかご希望やご意見等はございますか。 (意見、質問等なし)
議 長	無いようでしたら、事務局の方で 県 市を検討しております。内容については、決まり次第報告させていただきます。
議 長	次に、11月3日に開催される「第14回かすみがうら祭り」の実行委員会から、参加意向の案内がありました。例年「じゃがバター」と「レンコン販売」で出店していますが、いかがでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	例年、テントは1張りで申し込みをしておりますが、本年度も例年通りの申し込みでよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	推進委員さんは初めての参加となりますが、ご質問・ご意見ございますか。
11番 鈴木委員	テント1張りでは、これだけの人数は入れないのでは。
議 長	推進委員さんも参加していただけるのでしょうか。
山口推進委員	推進委員は不参加で良いかと。

議 長	わかりました。では、推進委員さんは協力できる方は協力していただいて、テントは例年どおり1張ということをお願いします。
議 長	最後に、来月の総会は、7月10日(火)午後2時から予定しております。また、総会終了後、農業委員と推進委員で地区ごとに分かれ、情報交換・意見交換を行い、今後の農地利用の最適化について話し合いを予定しております。 その後、午後6時から で暑気払いを行います。 なお、次回の事前調査員は、中山委員、鈴木委員、久松委員です。 日時は、7月3日(火)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。 よろしくをお願いします。
議 長	他に事務局からありますか。
事務局	互助会規約慶弔表の一部改正について 農業者年金加入推進について 農地利用状況調査日程表(案)について
議 長	ただいま、事務局長から説明がありました。ご質問等ありませんか。 (意見、質問等なし)
議 長	互助会の慶弔関係については、提案のとおり改正することといたします。
議 長	以上を持ちまして、第169回総会を閉会いたします。 長時間にわたり慎重審議大変ご苦労様でした。 (午後3時15分閉会)